

## ■わが国の少子化と少子化対策の流れ

### 1. 子どもと子育てを取り巻く時代の流れ

#### (1) 世界の動き

##### ① 子どもの権利

1924（大正13）年の「子どもの権利に関するジュネーブ宣言」、1959（昭和34）年の「子どもの権利宣言」を受けて、1989（平成元年）年11月20日に「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」が国連総会において採択され、成立しました。この条約は、基本的人権が子どもにも保障されるべきことを国際的に定めた条約であり、日本は、1994（平成6）年にこの条約に批准しています。2004（平成16）年1月現在、192の国と地域が締結しています。条約は、前文と本文54条からなり、子どもの生存と保護、健全な発達、社会的な活動などへの参加という包括的な権利を子どもに保障したものとなっています。

##### ② 諸外国の少子化と日本

国際的な人口の動向を見ると、20世紀は「多産多死」から「多産少死」へ（人口爆発）、さらに「少産少死」へ（人口革命）と人口の再生産構造に大きな転換があり、さらには合計特殊出生率が人口置換水準を下回る現象も見られるようになりました（第二の人口転換）各国の出生率低下の原因は、端的には晩産化にあることが明らかとなっています。国連の将来人口推計によれば、途上国を含めて世界の8割の国が2050年までに人口置換水準を保つことができなくなると予測されています。

日本では、少子化の流れは、高齢化と相まって世界でも他に類を見ない速度で進行し、世代間扶養を原則とする社会保障制度の根幹をも揺るがす状況にあります。2005（平成17）年の合計特殊出生率は、ついに1.25と過去最低を記録しました。この背景には、未婚化・非婚化、晩婚化・晩産化の進行、有配偶出生率の低下などが挙げられています。日本において未婚化・非婚化が少子化に直結する要因として掲げられるのは、現時点で子どもの99%近くが「夫婦」から生まれる社会であるためです。

一方、世界には少子化の流れにない、あるいは、少子化の流れから抜け出した国もあります。高い出生率を維持している国は、概ね共通して女性の労働力率も高いという傾向が見られます。また、積極的な男女平等政策を推し進める北欧諸国などでは、低下した合計特殊出生率に一定の回復が見られています。日本の少子化の流れを食い止めていくうえで、男女共同参画社会への転換、とりわけ、育児と就労の両立支援策の充実や働き方と生活様式の見直しについて、その重要性が強調される所以となっています。

## (2) 近年の日本の動き

日本の少子化対策の具体的な取り組み方針は、「エンゼルプラン」「新エンゼルプラン」として示され、各自治体はこれら計画に基づき、主として児童家庭福祉の側面から少子化の原因の緩和と解消を図ろうとしてきました。しかし、各般の取り組みは少子化対策として十分に奏効せず、2002（平成 14）年 1 月、国立社会保障・人口問題研究所は「日本の将来推計人口」を公表し、出生率低下の要因として新たに「夫婦の出生力そのものの低下」という現象を指摘するとともに、今後、少子化がいっそう進行する見通しを示しました。

これを受けて政府はこれまでの少子化対策を改めて点検し、2002 年 9 月に厚生労働省は少子化の流れを変えるための実効性ある対策として「少子化対策プラスワン」を取りまとめ、2003（平成 15）年 3 月には、少子化対策推進関係閣僚会議において政府としての「次世代育成支援に関する当面の取組方針」を定めて、さらなる少子化対策の具体的な取り組みを進めることとしました。

ここでは、従前の「子育てと仕事の両立支援」中心の対策に加え、「男性を含めた働き方の見直し」「地域における子育て支援」「社会保障における次世代支援」「子どもの社会性の向上や自立の促進」の 5 つを柱とし、政府・地方自治体・企業等が一体となって、総合的・計画的な対策を推進することとしています。また、「地域における子育て支援」について、児童福祉法に「子育て支援事業」を位置づけ、すべての子育て家庭に対する支援の充実を図ることとしています。

これら目標の実現には、地方自治体や企業における総合的な取り組みを促進するための枠組みの整備や、個別の制度見直しが不可欠であることから、国は、2003（平成 15）年及び 2004（平成 16）年の 2 年間で次世代育成支援対策の基盤整備期間と位置づけて、「少子化社会対策大綱策定」「次世代育成支援対策推進法制定」「児童福祉法改正」「少子化社会対策基本法制定」「児童手当法改正」「育児・介護休業法等改正」など一連の立法措置等を講じ、地域子育て支援事業の大幅な拡充を図ってきています。また、2004（平成 16）年 12 月には、「少子化社会対策大綱に基づく重点施策の具体的実施計画について（子ども・子育て応援プラン）」を策定し、大綱の掲げる 4 つの重点課題「若者の自立とたくましい子どもの育ち」「仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し」「生命の大切さ、家庭の役割等についての理解」「子育ての新たな支え合いと連帯」に沿い、国が地方自治体や企業とともに取り組む必要があるものについて、2009（平成 21）年度までの 5 か年間に講じる具体的な施策内容と目標を示しました。

## (年表)

「今後の子育て支援のための施策の基本方向について」 (エンゼルプラン)	平成 6 年 12 月
「当面の緊急保育対策等を推進するための基本的な考え方」 (緊急保育対策等 5 か年計画；エンゼルプランの具体化のひとつ)	平成 6 年 12 月
「児童福祉法の一部を改正する法律(保育所の措置制度から利用選択制度への移行等)」	平成 9 年 6 月
「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」	平成 11 年 11 月
「少子化対策推進基本方針」	平成 11 年 12 月
「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画」 (新エンゼルプラン)	平成 11 年 12 月
「児童虐待の防止等に関する法律」	平成 12 年 5 月
「児童福祉法の一部を改正する法律(母子生活支援施設等の措置制度から利用選択制度への移行)」	平成 12 年 6 月
「児童手当法の一部を改正する法律(支給対象年齢が義務教育就学前までの児童に)」	平成 12 年 6 月
「健やか親子 21」	平成 12 年 11 月
「少子化対策プラスワン」	平成 14 年 9 月
「次世代育成支援に関する当面の取組方針」	平成 15 年 3 月
「次世代育成支援対策推進法」	平成 15 年 7 月
「児童福祉法の一部を改正する法律(地域における子育て支援の取組み強化)」	平成 15 年 7 月
「少子化対策基本法」	平成 15 年 7 月
次世代育成支援対策推進法に基づく「行動計画策定指針」(7 省庁局長連名通知)	平成 15 年 8 月
「児童福祉法の一部を改正する法律(児童虐待防止対策等の充実・強化及び新たな小児慢性特定疾患対策の確立等)」	平成 16 年 3 月
「児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律(通告義務の拡大等)」	平成 16 年 4 月
「少子化社会対策大綱」	平成 16 年 6 月
「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律」	平成 16 年 6 月
「児童手当法の一部を改正する法律(支給対象年齢が小学校第 3 学年の修了までに)」	平成 16 年 6 月
「児童福祉法の一部を改正する法律(相談業務を市町村業務に位置づけ)」	平成 16 年 11 月
「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律等の一部を改正する法律」	平成 16 年 12 月
「少子化社会対策大綱に基づく重点施策の具体的実施計画について」 (子ども・子育て応援プラン)	平成 16 年 12 月
「次世代育成支援対策推進法」	平成 17 年 4 月
「児童手当法の一部を改正する法律(支給対象年齢が小学校第 6 学年の修了までに)」	平成 18 年 4 月
新しい少子化対策について	平成 18 年 6 月

## ■ 計画検討の経緯

### 会議等の開催

会議等	日程
第1回 福知山市次世代育成懇話会	平成15年11月27日
「福知山市次世代育成支援に関するニーズ調査」	平成16年2月
第2回 福知山市次世代育成懇話会	平成16年5月6日
第3回 福知山市次世代育成懇話会 (3部会に分かれ、グループワーク※として実施)	平成16年7月16日
第1回 次世代育成支援対策検討委員会	平成16年7月16日
第2回 次世代育成支援対策検討委員会	平成16年8月25日
第4回 福知山市次世代育成懇話会 (3部会に分かれ、グループワーク※として実施)	平成16年8月27日
<b>部会ごとの調査等</b> 9/9 おひさまひろばの視察 9/29 市内企業の従業員との意見交換 10/7 保育サービス等の現状の視察 (視察先) 中筋幼稚園、遷喬小学校校庭開故事業、トトロの家、前田児童館放課後児童クラブ 11/12 市内の企業経営者との意見交換  <b>各部課の所管施策・事業の整理</b>	平成16年9月～11月
第5回 福知山市次世代育成懇話会	平成16年12月22日
第6回 福知山市次世代育成懇話会	平成17年1月31日
第3回 次世代育成支援対策検討委員会	平成17年2月4日
第7回 福知山市次世代育成懇話会	平成17年2月24日
第8回 福知山市次世代育成懇話会	平成17年3月25日

※ 次世代育成支援対策検討委員もグループワークに参画しています。



グループワークの様子

## ■計画検討体制

### 福知山市次世代育成懇話会名簿

氏名	所属等
芦田 ふゆ子	福知山市社会福祉協議会
野波 洋	福知山市保育協会
島田 輝和	福知山市民生児童委員連盟
芦田 節子	福知山市母子寡婦福祉会
荻野 廣子	福知山市立幼稚園園長会
牧 寿子	福知山市立学校校長会
立身 一徳	福知山市 PTA 連絡協議会
塩見 芳朗	福知山市医師会
立道 宏規	福知山市子ども会指導者連絡協議会
上垣 裕子	福知山市男女共同参画推進懇話会
藤田 清志	福知山市労働者福祉協議会
田原 良英	京都府立中丹養護学校（～平成 16 年 3 月）
林 悦夫	京都府立中丹養護学校（平成 16 年 4 月～）
佐藤 裕見子	福知山保健所
飯田 雄治	福知山警察署（～平成 16 年 3 月）
犬井 勇司	福知山警察署（平成 16 年 4 月～）
熊本 敬一	福知山児童相談所
西田 輝雄	自治会長運営委員会
前田 秀和	福知山青年会議所
足立 喜代美	子育てグループ
小寺 正一	学識経験者（京都教育大学教員）
村上 弘光	学識経験者（龍谷大学短期大学部教員）
大西 重喜	福知山市教育委員会（～平成 16 年 10 月）
井本 哲夫	福知山市教育委員会（平成 16 年 11 月～）
高橋 彰	市民応募
足立 文央	市民応募
小林 陽子	市民応募
山内 康子	市民応募